

# 告示

目次  
◇告示 保安林の解除予定  
◇公告 行政書士試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたがから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十八年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字湯山字菅浜二二六四ノ四四九（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林  
指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 図一及び図二の敷地とするため  
申請者 岩美郡福部村大字湯山  
鳥取砂丘観光株式会社代表取締役 河内治  
（一次の図一は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公告

昭和二十七年十二月十二日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和二十八年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 西伯郡淀江町大字西原三五八番地 岩本 初雄
- 八頭郡若桜町大字着米一八〇番地ノ一 山根 操
- 鳥取市元鏡物師町一三〇番地一 福原繁二郎
- 日野郡日南町三栄一、六九三番地 大柄 林治
- 倉吉市上神三三二番地二 坂根 厚雄
- 鳥取市西町三丁目三二四番地 田中 宏
- 八頭郡河原町大字佐真一六六番地 岡本 實男

鳥取市立所町三丁目一五三番地  
鳥取市立所町一八一番地ハツ才林  
倉吉市越殿町一八五五九番地  
鳥取市川端四丁目一番地

小谷 邦郎  
尾崎 照夫  
沢村 直高  
大田 雄三

鳥取市立所町三丁目一五三番地  
鳥取市立所町一八一番地ハツ才林  
倉吉市越殿町一八五五九番地  
鳥取市川端四丁目一番地